

日本における福祉文化の形成とその変遷過程

——「日本型福祉社会」論を中心に——

尹 文 九

一、はじめに

一九六〇年代の高度経済成長期の末期に至ると、そのもたらした公害等の弊害が世論の注意をひくようになり、経済成長第一主義への反省と疑問が高まってくる。それと平行して福祉への関心の増大も見られる。この傾向は、一九七〇年代はじめにもひきつがれ、一九七三年には「福祉元年」という表現さえみられるようになった。ところが、皮肉なことに、まさに同年に「石油危機」から始まった経済の低成長と、公的福祉の拡大による財政支出の増大は、新保守主義的議論を自民党政権内で支配的とし、「福祉国家危機論」が台頭することになった。すなわち、「福祉見直し論」の名によって財政上の事情から福祉予算への厳しい枠づけがなされるに至っ

ている。^①

一九八三年十一月、当時の大蔵大臣渡辺美智雄は「乳牛は乳が出なくなったら、屠殺場へ送る。ブタは八カ月立ったら殺す。人間も働けなくなったら、死んでいただくが大蔵省は大変助かる」との迷言をはき、マスコミをにぎわした。しかし、これは彼の本音であるばかりでなく、通俗化した社会進化論的な考えが依然として支配的であることの一例である。すなわち、この考え方によれば、弱者であることに「怠慢」、「無能」といったレッテルがはられる。この種の考えは深く日本人の価値観や、日本の政治文化に根ざしており、容易に変わるものとは思えない。

あたかも、福祉とは財政上のゆとりがあるときにのみ許されるぜいたくなものであるかのようなものである。そもそも福祉は国民のためのものであり、政府の財政事情の影響を受けるも

のではないはずである。それにもかかわらず、日本の政府は福祉と財政を同一次元において論じる。これ以上、福祉の後退を許さないと主張できる正当性の根拠はどこに求められべきなのであろうか。

こうした疑問から本稿では、日本において支配的であった福祉観の意味の変化をさぐることによって、その当時の福祉観の歴史的特徴を究明し、今後の福祉観の発展に資することを目的とする。そのためにもまず、実際に広く使われた「福祉概念」の特徴から出発し、「福祉」という語の背後にある価値観に及ぶことにする。

福祉概念は時代によっても異なり、また人によっても異なる。それは日本だけではなく、どの国においても同じであろう。例えば、身体障害の問題をとりあげても、身体障害は不幸だといわれる。ところが、身体障害者の側にいわせれば、障害が不幸なのではなく、障害により差別を受けることが不幸なのだという。すなわち、問題は日常生活のなかで、人間らしく幸福に生きていく権利が差別され不平等、不公正が生じているところにある。ここでは、社会福祉概念をたんなる主観的な心情としてとらえるのではなく、主体的に人間らしく幸福に生きる権利、それが「福祉」であり、社会福祉とはこの「福祉」に対して社会的に生まれてきた対応を指すものとして捉えることにする。^③

しかし、こうした「社会福祉」という概念（用語）はいつの時代にも存在していたものではないし、また、各時期においてどのような概念が社会福祉を表現したかを特定するのも容易ではない。なぜならば、同じく「福祉」論を論じる場合でも保護を必要とするものをどう捉えるかによって、その意味は全くちがったものになるからである。すなわち、要保護者は専ら本人の怠慢や無能力が原因でそのような結果になったようにも見られがちであるが、そうではなく社会経済・政治体制から基因する場合のあることを考えあわせると、その対応もちがっている。たとえば、日本において石油危機以後経済の低成長の状況下で、前者の考え方から「福祉国家危機論」、ないし、「福祉見直し」の必要性が強調されたが、これに対して「福祉切り捨て」に反対する人たちは、貧困は社会が生み出したものであるから社会が全体として責任を負うのは当然であると考ええる。このように、同じ福祉といっても、「福祉見直し」論者が主張する「福祉」と、「福祉切り捨て」反対論がいう「福祉」とはその見方が全く違う。それにもかかわらず、長い間、強い官僚支配の国家であったということもあってか、日本では権力の側で用いた概念が広く社会に通用し、これが国家の法則、あるいは行政上用いられる中心的な概念になったと思われる。

さて、今日に至るまで日本においてどのような時期に、ど

のような概念が支配的であったか。この場合、それぞれの時期区分はあくまでも用いられた概念のちがひによつてなされるべきであり、それは大きく4つの時期に区分できる。

すなわち、日本資本主義の生成期にあたる明治維新から大正中期に至るまでは、慈善救済という名によつて福祉に関することが語られ、第一次大戦以後は社会事業という言葉が広く使われることになった。そして第二次大戦が始まる頃から厚生事業が中心概念になり、戦後になって社会福祉事業へと移行する、この4区分である。¹⁾

それでは、前述した慈善・救済事業、社会事業、厚生事業、社会福祉事業という名称の内容的な相違はどのようなところにあるのだろうか。歴史的には慈善・救済事業であったり、社会福祉事業であったり、時代ごとに表現は異なりそれなりに意味するものも異なるが、ここで福祉に関連した觀念に注目するのは、福祉に関する制度や政策が国家責任において財政支出を伴う形で維持され、実施される場合にはそれを推進し、あるいは少なくとも容認するコンセンサスを前提とし、このコンセンサスを支えるものとして一定の福祉観があるからである。

二、戦前における福祉観の変化

(一) 慈善・救済事業観としての福祉観

明治維新の変動は、江戸時代の貧民に加えて新たに小作農や旧下層武士などから多数の貧民を生み出した。しかし、明治当時の政府は貧困な士族の救済以外には何ら積極的な対策を講じなかった。これは明治政府の福祉に対する態度が、江戸幕府と同じ「憫れみ」の見下した態度であったことを意味する。

だが、明治七年（一八七四年）国家法制上、救済に関する規定が見られたのが恤救規則である。この規則は、わずか五条によつて構成された簡単な内容のものであった。前文には「濟貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因テ、基方法ヲ設カヘキ筈ニ候得共（以下略）」と定めているように、日本の伝統的な家族主義制度による私的扶養が、醇風美俗として強調されている。²⁾

前文にあるように、救貧は人民相互の情誼によることが原則であるとし、公の直接的な責任を回避している。この恤救規則を中心とする救貧制度は、伝統的な慈善救済観に支えられて、救護法が定められる昭和初期までそのまま存続した。それでは、恤救規則の内容から見られる伝統的な福祉観の

特質は一体、どのようなものであったか。当時、内務省地方局府県課長であった井上友一によれば、日本の救済制度は「厳正なる制限的救助主義」でなければならぬと述べている。

「義務的救助主義」を国家が要救助者の救済について義務を負う主義と仮定すると、制限的救助主義はこれに対立する概念として使われた。要するに、救貧制度をゆるやかにすれば、国庫支出が多くなるだけではなく、家族や近隣関係における道義を弱め自立自助の精神を失わせて、貧民は増大することになるといふ論理である。さらに、家族と近隣関係における道義の崩壊は、家族と村落共同体を社会的基盤として成立している「家族国家」全体の存立にかかわる問題ともなる。したがって、救助は「人民相互ノ情誼」によるものとされたように、救助の責任について、大正初頭の内務次官水野鍊太郎は『救済事業者の心得』において、救済の責任を第一次的に親戚故旧（親族）、そして隣保相扶（地域社会）におき、次いで市町村、府県、最後に国家としていた。

また、彼は「救済の本義」と題する講演で、「我邦の慈善救済に関する制度と致しましては、原則と致しまして親戚故旧相救ふという主義が本である。是は亦我邦の美風であって、誠に慶重すべき所の趨勢である」と述べている。すなわち、家族制度に求められない場合に「隣保相扶の途」によるのであって、それでも、どうしても足りないときに、順次市町村、

府県が救済にあたり、最後に国家が救済するというものとしていたのである。

つまり、国家は最後の例外的な救済主体であって、原則としては「骨肉」（血縁関係）から出発して次第に同心円を拡大していく中で、救済がなされるべきであるという論理である。

また、日本社会行政の創始者、後藤新平を継受し、衛生と貧民保護を行政として整備したのは窪田静太郎であるが、彼によれば「社会事業も富国強兵を図る手段として価値を認められた」のであった。

以上、恤救規則によつてはじめられた明治期の慈善救済事業の特徴を紹介したが、このような社会事業に対する考え方は、現代にもつづいていふと思われる。

(二)社会事業としての福祉観

明治末の救済事業の次の段階として、大正期に入つては社会連帯思想を中心とする、社会事業という名称が、正式に公の文書に登場することになったが、これは、米騒動を直接の契機として社会事業の必要性が認識される共に、行政機構の組織化が進んだためである。すなわち、一九一七年（大正二）八月、地方局救護課が新設され、一九一九年十一月にそれが社会課と改称されたし、翌年八月には社会局に発展した。そ

して一九二二年十一月には内務省外局として社会局が誕生し、これまでの慈善救済事業は社会事業に発展することになった。このような変化は、広くは社会的要請、狭くは行政関係者の要求に対応したものであった。この時期、社会福祉関連の事業として注目すべきものとして大阪に始まる方面委員会制度の採用・普及があげられる。

この制度は米騒動以後、大阪府で深刻化した都市細民問題に対応するために、地方有志者すなわち、「隠れたる有志者篤行家の中より選択」される方針であったというが、具体的には「当該郡区長及び警察署長をして詮考せしめ知事は其に適任者に就て之れに委員囑託の辞命……を発するの手續を取つて」と小河は述べた。

ここで方面委員は知事が委嘱し、行政機関の補助機関として関係地域の社会調査、医療及び乳児の保護等地域に根ざした窮民救済制度として実施されていた。この制度はその後、各実施主体により名称は異なるが、各地で実施され、一九二八年には全国に普及することになった。また、一九三一年には日本方面委員連盟が結成され、民間社会事業として大きな役割を果たしたのである。このような方面委員会の急速な普及の背景には何があるか。

一九三六年に方面委員会制度が公布されたが、その一条に「方面委員は隣保相扶の醇風に測り互助救済の精神を以つて

保護指導のことに従うものとする」と規定されていた。この規定には明治末からみられる隣保的連帯の奨励、動員の線に沿い、それを一層体系化、組織化したものとして多くの点で伝統との連続的要素を見出すことができる。その中、重要な点は、公的制度と隣保的連帯とをつなげることによって、公的財政負担を軽減しえたところである。この制度について、内務省囑託、小沢一は「方面委員会制度は……家族制度を中心とする隣保相扶の制度である。……我国の家族制度はその思想的根底に於いて西洋諸国の家族制度と大に異なるものがある。我邦の家族制度の中心は個人主義と根本的に異なった、家族一体の思想であつて斯る。一体、相愛の家族主義は欧米の個人本位の家族制度と大に傾向の異なるものである」と述べた。

このように方面委員会制度は、積極的側面からいえば、家族主義と隣保相扶の美風による教化的色彩を持ち続けたのであり、消極的側面では救済に関する権利性を否定し、公的支出をおさえる制限的救済主義の伝統をひきついたのである。すなわち、本来、方面委員会は名譽職とされていたから人件費を必要とせず経費の節約になる。当時、方面委員会制度を指導した半井清は「なるべく、金の掛けない仕事、精神的の奉仕事業をやらなければいかぬ」という方針で指導したと回顧している。

伝統的な家族主義の理念を基礎としていた方面委員会制度は、当時、大正デモクラシーの影響と共に社会連帯という新しい思想が社会事業の基本観念として強調されるようになる。まず、田子一民に代表される社会事業という言葉は、田子一民が社会局長在任の際、公刊した『社会事業』という著作の巻頭に見られる。そこでは「社会事業は社会連帯の思想を出発点とし、根底として、社会生活の幸福を増進し、社会の進歩を促そうとして行う所の努力である」と述べられている¹⁵。また「社会事業の精神」と題する社会事業大会（一九二〇年）における当時の床次竹二郎内務大臣も「人体に譬へて見ると、左手を蚊に刺された場合に、基の苦痛は左手の苦痛ばかりではなく他の部分の苦痛として之を排除する責は左手のみにあるにあらざりて右手も当然に連帯して基の責に当らねばならぬ」という形で社会連帯の観念を説明している¹⁶。

このように、内務官僚の社会事業論では社会有機体として社会をとらえ、社会連帯と労資協調が主張されるとともに一九二九年によく救護法が制定された。この法は、①六五才以上の老衰者、②十三才以下の幼者、③妊産婦、④不具、痲疾、疾病、その他精神または身体の障害により労務を行うに故障ある者を対象に、①生活扶助、②医療、③助産、④生業扶助及び埋葬費の給付を行うものである。たしかに、明治期の恤救規則と比べ給付対象が拡大されたことや、公的扶助

義務主義に立つことや、負担において市町村の負担が少なくなったことなどは社会事業における大きな変化であるといえる。しかし、これは恤救規則とあまり変わらない隣保相扶を救護法の前提とし、当時、最大緊急の課題であった失業者の問題を除外したこと、普通選挙権の剥奪など受救者から市民的権利を奪ったことなどが問題点として取り上げられている¹⁷。

さて、この時期における社会事業の根本理念である社会連帯観の日本的特質とはどのようなものであったか。この点について、石田雄は「日本における福祉観念の特質」という論文の中で次のように説明している。第一に「社会は既に、一つの有機体である」という田子の理解にも示されている有機体観が特徴である。こうした日本における社会連帯論は、有機体としての社会の中に連帯が自然に形成される面を強調し、固有の意味を認めない社会有機体観は明治末の国家有機体観と容易に癒着する可能性をはらんでいた。第二に、第一の特徴と関連して、レオン・ブルジョアが事実としての連帯と義務としての連帯とを区別し、後者を成立させるために正義の観念を強調している点は全く問題とされていない。社会連帯観を社会有機体観と同一視し、それを専ら事実上の存在とする傾向があるとしたら、正義の主張は姿を消すのである。第三に、社会連帯における個人と社会、及び国家の関連が明

確ではない。すなわち、日本の社会連帯観の中にあつた個人主義的要素は看過され、個人が社会を構成し、その社会連帯が正義のために行動するように国家を義務づけるという観点は失われる。このような国家観が社会の自然的有機体観と結びつくと、国家と社会の区別は不鮮明となり、社会連帯は国家統合を強めるものとして理解される。

(三)厚生事業としての福祉観

前述したように慈善・救済事業の福祉観から出発した福祉観は一九二九年の大恐慌から満州事変以後の国際的緊張の中で社会事業においても大きな変化が見られた。すなわち、一九三七年の「盧溝橋事変」をきっかけに、日・中戦争が展開され、日本は急速に戦時体制の整備を行った。一九三八年には国家総動員法を制定し、経済活動のあらゆる分野にわたつて人的・物的資源のすべてが戦争遂行のために動員された。こうした状況下で農村を含む日常の食生活にも事欠く貧困家庭が統出し、国民の健康状態は極度に悪化し、軍部は国民の体力向上及び結核撲滅のため衛生省の設立の構想を持つに至つた。

こうした軍部の動きとは別に一九三七年、首相に就任した近衛首相は「国民体位向上及び国民福祉の増進をはかるため、これに関する行政を綜合・統一すると共に、これを拡充刷新

することは喫緊の要務である」と認め、軍部が主張する衛生行政に限らず、独自の福祉国家建設の構想を考えたのである。新省の創設は衛生省案と社会省案の二つの案があつたが、結局、両者は合体されて一九三七年閣議では保健社会省設置要綱が決定されるに至る。さらに、同年の枢密院本会議では厚生省とすることに決定し厚生省が誕生することになつた。

その組織は当初、体力局・衛生局・予防局・社会局、そして外局として保険院から構成されたが、戦時体制のもとで軍事援護と労務需給などの対策が要請されるようになり、組織の改編が行われた。その結果、主に社会事業を担当していた社会局は生活局を経て健民局の指導課へと次第に縮少して行くことになつた。

以上、簡単に厚生省誕生の背景とその組織の変遷過程を検討したが、厚生省発足当時とその後「厚生事業」の展開過程とを見れば、戦時動員への力点の急速な移行が明白である。すなわち、厚生省の開設と同時に発表された近衛首相の談話では「凡そ国民の健康を増進し、国民体力の向上をはかり、以て国民の精神及び活動力を充実するとともに、各種の社会政策的施設を拡充して、国民生活の安定をはかることは、わが国の産業経済及び国防の根本をなす重大事で真に帝国百年の大計といふべきだ」と述べ、これが厚生省設置の目的であ

るとしている。⁽²⁾

しかし、現実には、厚生行政の展開は、当面の戦争目的を遂行するのに必要な人的資源の動員のための国民の保護育成という視点から行われたのである。その結果、極端な中央統制をもたらし、国家への依存感を強め、強力な国家権力の介入によって社会事業が振興されることを国民が期待するという方向をとった。

さて、ここで、この時期における「厚生事業」という概念の意味を整理してみると、この言葉は一九三八年から使われはじめているが、その名称が定着するまでには若干の時間を要した。

太平洋戦争がはじまってから広く使用されるようになり、実際に「厚生事業思想」の基本が示されたのは一九四〇年の「紀元二千六百年記念全国社会事業大会」における厚生大臣への答申においてである。

そこでは、事業目標として「一、国民生活ノ確保並ニ刷新、二、人的資源ノ保護育成 三、東亜共栄圏内ノ社会事業ノ拡充」など、三点があげられている。⁽³⁾

このように、ここでは厚生事業という言葉は使われていないが内容的には「社会事業」から「厚生事業」への転換が示されている。それでは、厚生事業というものは一体、何だろうか。また、社会事業と比べてどのような異なる意味を持つ

ているのか。

一九三七年一〇月、「社会事業報国の熱意に燃えしかも事業革新」を主張した関係者たちが集まって日本社会事業研究会を結成した。この研究会の中心人物であった磯村英一は「日支事変と社会事業理論の再検討」(一九三七年)という論文を、また、牧賢一は「戦時下に於ける社会事業観念の転機について」(一九三八)等を執筆し、人的資源論や全体主義的社会事業観を展開した。

このような展開の中で厚生事業の理論化を試みた竹中勝男は、「日本社会事業がこれまでの救護中心の社会事業から国民生活の確保刷新、人的資源の保護育成というやうな社会事業に取っては全く新しい社会政策的課題を新しき厚生事業的観点に於いて取り上げるためには社会事業とは何かという社会事業の本質的課題を再検討することから出発して、この発展形態として国民厚生事業の倫理構造を確立することが要求されて居る」として社会事業に関する概念と説明している。

また、彼は要救護性という概念を使って社会事業と厚生事業を次のように説明している。

すなわち、「社会事業における要救護性は……最低生活標準に對する消極的な性質のものであり、生産者としての資格に關係するよりも非生産者としての特質に關係し、従つてその救済目的は最低生活を保証することによつて生命を保護す

るものであるが、必ずしも彼を人的資源として生産社会に送り出すことを目的とするものではない」の対して、「厚生事業的要救護性は『国民全体の状態を凡ての観点からながめ』⁽²³⁾ 消極的には国民協同体に於ける反社会的なものの排除⁽²⁴⁾ 民族全体に対する有害分子の抑圧を、積極的には協同体を最も貴重なる財である労働力の保護育成という観点に於いて把握するべきものである」と述べている。

こうした竹中の厚生事業論は、主体に即していえば国民協同体理論であり、対象に即していえば、「国民協同体の分枝としての個人を人的資源まで育成し、保護せんとする」、生産力の保護育成及び指導である。この時期、竹中とともに厚生事業の理論化を試みた山口正は「社会事業指導概念の再検討」という論文で全体と個人の調和を図る官民一体の全体主義を日本社会事業の指導理念とした。また、個人主義と独裁主義を止揚した日本的全体主義こそ日本社会事業の特性として見ながら、社会事業は現実の生命・家庭・郷土・祖国に規定された個人と、社会の総合体としての人間の共同生活が対象であり、その出発点は部落共同体における隣保相扶⁽²⁵⁾ が第一次目標であると述べながら日本社会事業の特殊性について論じている。

しかし、太平洋戦争が開始すると戦時厚生事業という名称が一般化することになって厚生事業は戦時生産力増強のため

に動員される。すなわち、開戦後、大正翼賛会の研究発表会では「大東亜戦争完遂のため刻下喫緊の要請たる戦争産業の生産増強のために在来の厚生事業（社会事業）を動員し、その多年の経験と努力とを直接生産部分に積極的に寄与せしめ、併せて国民皆働運動展開に伴う国民生活の援護保全に万全を期する方針の下に、其の具体的方策を協議」と述べている。⁽²⁶⁾

このように厚生事業という概念は、要救護者を含めた全ての国民生活が保障されることを意味するものではなく、総力戦のための生産力を増強し、人的資源を培養するという国家政策具現への協力等の精神が国民厚生事業の中心理念になり、これに基づいて厚生事業が行われた。この場合、要救護者のような生産に役立たない人々の問題が軽視されるのは当然である。したがって、この時期、行政組織においても社会事業を担当していた社会局は生活局を経て次第に健民局の指導課になり、特に一九四四年八月よりは戦時援護課に縮小していき、それとともに厚生省の中で生産力となりえないものに対する援護業務が影をうすくすることになる。こうした中で社会事業施設と生産施設の結合が強調され、施設の統廃合も進められ、精神病院やらい療養所では労働と栄養失調で患者死亡率が五〇%を超えるなど処置が低下した。⁽²⁷⁾

三、戦後における福祉観の変化

以上、戦前の福祉観の特徴及びその概念の変化過程を検討してみた。以下、戦後から今日に至るまでの時期を考察する。それは大きく二期に区分できる。まず、第一期は敗戦から始まり高度経済成長を経て低成長へと転換した約三〇年間である。そして第二期は石油危機以後、今日に至るまで日本社会において一般に広く使われてきた「日本型福祉社会論」の福祉観について考察したい。

(一) 社会福祉事業としての福祉観

敗戦とアメリカの占領政策は日本に多方面において大きな変化をもたらした。一九四六年に制定された新憲法は国民主権、戦争放棄、議会制政治、基本的人権と地方自治を基本として、自由と民主主義を保障したものであった。特に、憲法第二五条は「すべての国民は健康で文化的の最低限の生活を営む権利を存する。また、国はすべての生活部面について社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定し、社会福祉の表現が社会保障とともにみられることになった。

占領統治の間における社会事業は主にアメリカ占領当局者

を中心に行われ、彼らの考えが大きな影響力を及ぼしたと考えられる。その点から占領当局者らの福祉にたいする一般的な考え方、それが日本にどのようなインパクトを与えたかを明らかにしたい。それでは占領当局の福祉観はどのようなものであったか、まず注目すべきものは一九四六年二月二七日の社会救済に関するSCAPIN七七五号である。それは困窮者に無差別平等主義と国家責任による生活保障を与え、公私分離の原則がとられるべきことを明らかにし、その実施方法として全国単一政府機関の樹立と支給総額の無制約を主張した。⁽²⁸⁾

こうした占領政策に応じて、日本政府は各種の援護法則の整理統合を行い、無差別平等原則の線に沿って一九四六年に旧生活保障法を制定する。旧生活保障法の成立にともない戦前からあった救貧制度はすべて廃止され、すべての生活困窮者は生活保障法で統一的に救済されることになった。その旧生活保障法の第一条では「この法律は保護を要する状態にある者の生活を、国が差別的または優先的な取扱をなすことではなく平等に保護（傍点は著者）して社会福祉の増進することを目的とする」と、「平等に保護」という言葉で無差別主義の原則を示している。ところが、第二条となると「能力があるにもかかわらず勤労を怠ける者、その他、生計の維持に努めないもの」、及び「素行不良者」は保護の欠格者とされ、

伝統的な情民観の残存を示し、公私分離の原則にもかかわらず民生委員（方面委員の名前をかえることよって占領当局の同意をとりつけた）が残っているなど、旧制度からひきついた不協和音的要素を含んでいた。

元来、社会事業から社会福祉へという言葉は、新憲法の「マッカーサー草案」から使われはじめたが、それが単行法の中でみられたのは一九四七年に制定された児童福祉法であると石田雄は述べている。一方、吉田久一は戦前社会事業は「保護」、戦後社会事業は「福祉」と区別する意見は実証的にも科学的にも誤認である。日本において社会事業の変化は昭和恐慌等の資本主義的危機からであり、そのころからすでに「社会福利」、まだ「社会福祉」と呼ばれはじめていたという見方を取っている。³⁰⁾

しかし、とにかく社会福祉という語は児童福祉法（一九四七年）ではじめて使われ、社会福祉法（一九五一年）によって更に一般化された。孝橋正一によれば、この時以来、立法用語は当然行政用語となり、それが一般用語として国民の間にも普及した。この場合、立法者の意図では、社会福祉事業と言っても、別に従来からの用語である社会事業となら意味的、本質的に変わるものではなく、ただ、新しく出直すに当って、大いにやろうという意気を表現するために、福祉という文字を入れたものと説明されていると述べている。³¹⁾とも

あれ、社会福祉法制定以降、福祉という用語が行政上にも定着し、立法上でも社会福祉事業振興法（一九五三年）、精神薄弱者福祉法（一九六〇年）、老人福祉法（一九六三年）、母子福祉法（一九六四年）と続けて制定される。

他方、一九四八年には社会保障制度審議会が成立し、翌年「生活保護制度の改善強化に関する勧告」を提案することになる。この勧告の中で、国は凡ての国民が、最低生活を営む程度にしなければならぬと生活保障についての国家責任を明らかにした。

この勧告に基づいて、はじめて請求権を認めた新生活保護法が一九五〇年に成立する。同年社会保障制度審議会勧告において社会保障は社会保険、国家扶助、公衆衛生及び社会福祉を含むものとされ、「ここに社会福祉とは国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童、その他、援護育成を要する者が自立して、その能力を発揮できるように必要な生活指導、更生補導、その他援護育成を行うことをいうのである」と規定されている。³²⁾

上記のように、社会福祉概念がどのような背景から発生、普及されてきたかを占領政策とそれと対応する日本政府側の立法、行政を通じて検討してみた。ところが、占領統治が終わると民間の諸理論は多様化していく中で朝鮮特需終了以降の緊縮財政に逆コースが加わって占領政策に反動を伴った。

すなわち、再軍備の進行と圧力団体の影響力を背景に一九五二年戦傷病者戦没者等遺族援護法が、そして五三年には未帰還者留守家族等援護法と軍人恩給の復活など、無差別平等主義に反する特別措置がとられ、社会保障制度体系に、また不整合面を生ずることになる。

こうした過程の中、朝日訴訟³⁴⁾が起き、社会福祉への人々の関心が高まることになる。しかし、一九五九年度版『厚生白書』では「人間の福祉のための支出、ここにいる人間投資はまさに生産力効果をもつ投資である」と生産力に重点を置きつつ福祉の存在理由を説こうとしている。

また、一九六〇年度版では「福祉国家の究極の目的は、国民一人一人に高度の水準の生活と文化を保障することであるが、福祉国家を追求している国々の当面の目標は国の積極的な施策による貧困の追放にあることはほぼ疑いのないことである」としながらも、「福祉国家が貧困を克服する過程は経済の成長とともに、社会連帯と生存権尊重の思想の発展によつておしすすめられる」ともいう。そして、「まず経済成長を、しかる後に社会保障の拡充を」という見解をしりぞけながらも「経済成長政策と社会保障政策は、国家が貧困を追放する政策の二大支柱である以上、その政策の実践にあたっては相互にバランスをとらなければならぬ」というバランス説³⁴⁾におちついている。

(二)「日本型福祉社会」論としての福祉観

占領改革によつて導入された新しい福祉観によつて社会福祉は一応の成長を遂げ、制度的にもある程度までは整備されてきた。だが、占領統治が終わると改憲論者を中心としてそうした占領改革に反動をもたらし再軍備論や、個人主義否定論などを提唱することによつて国民の自由と権利を制限しようとした。

すなわち、福祉国家の名によつて、国民の国家権力への期待感をかりたてながら、国民を国家社会秩序に統合しようとするものであった。それは国民の生存権を強調することによつて、福祉の増進より、国家への国民の依存性を強めようとするものである。そして、このような形で福祉国家を利用することができたのは福祉を国民の基本的権利よりは国家の恩恵とみる日本の伝統的な福祉観が残っていたからである³⁵⁾。

ここでは一九八〇年代以来、日本で広く用いられてきた「日本型福祉社会論」に示された福祉観をとりあげ、それが福祉政策にどのような結果をもたらしたかを明らかにする。

一九六〇年代末になると高度成長のひずみによつて、福祉に対する要求が増大し日本政府は一九七〇年に「新経済社会発展計画」を発表し、そこで成長より福祉優先とか生活重視

を口にせざるを得なくなつた。だが、それは高負担とセツトのものとしてされており、実質的には「高福祉・高負担」に容易に転化しうるものであつた。

この計画は、「国民が連帯意識の上に立つて、自ら望ましい社会の在り方を選択するとともに、社会的責任とその分に応じた負担をうけもちつつ社会開発に参加するのが社会開発本来の姿であつて、政府は国民の選択にもとづいて積極的にその推進を支援すべきものである」と述べてあり、責任は国民に、政府は単に支援するだけと主張しているのである。ここで福祉国家に對置して福祉社会という用語が使われはじめている。

ところが、田中政権の際、様々な要因から「福祉元年」の宣言と同時に『経済社会基本計画』が発表される。この計画の理念に従つて厚生省は同年五月「社会保障長期計画懇談会」を發足させる。この時点では国家の基本的な方針は制度的福祉国家の実現に向けられており、この懇談会は長期的に社会保障政策の改善、發展の方途を検討するものと期待された。

ところが、一九七三年秋に石油ショックが起こり、スタグフレーションが続くなかで、自民党を含め保守系知識人によつて「福祉見直し」論が主唱され、福祉二年は遂に訪れなかつたのである。

それ以降、世間に広く用いられるようになったのが「活力

ある福祉社会」という表現である。一九七四年四月、自民党幹事長の橋本登美三郎は福祉社会建設に向けた私案を發表する。その中で彼は専ら政府が提供する社会保障ないし福祉を扶助国家、国民の自助を基礎として家族、企業の私的機能に公的福祉機能がこれに加わつて實現されるものを福祉社会と定義しながら福祉社会の建設を主唱した。だが、これは当時、自民党内で大きな反響を呼ぶまでには至らなかつた。ところが、一九七五年に自民党政務調査会は『生涯福祉計画』を發表する。その中で自助に則つた福祉を強調し、福祉予算の膨張を批判した。こうした自民党の姿は政府に影響を及ぼし、政府は一九七六年に『昭和五〇年代前期経済政策』を發表することになる。

それは、社会保障の充実を図るとしながらも、他方で、国民の福祉向上は政府の手によつて全てなされるわけではなく、個人、家族、企業の役割や、社会的、地域的連帯に基づく相互扶助が必要である点が強調している。

このような、政府自民党内の福祉国家に対する危機感に加えて、「福祉見直し」の動きに理論的根拠を与えたのが「政策構想フォーラム」のメンバーであつた保守系知識人、学者であつた。彼らは一九七六年三月に「新しい経済社会の建設をめざして」という提言を行い、福祉はあくまでナショナル・ミニマムを保障するものであつて、国家に依存する貧弱な人

間を作り出すヨーロッパ型福祉国家との決別を宣言したのである。

また、日本における福祉国家の批判のはしりとなったのは「グループ一九八四年」によって書かれた「日本の自殺」という論文である。そこで、彼らはローマ帝国の没落を取り上げながら日本を説明している。要するに、大衆社会が出現し市民が自制なき権利を要求し始め、活力なき福祉国家への道を辿るとき、やがて社会は衰退し、没落していく運命になるという議論である。さらに、「グループ一九八四年」のメンバーであり、上記の論文の主筆者と推定されている香山健一は、著書『英国病の教訓』の中で、西欧福祉国家の現実を英国病としてとらえ批判している。彼によれば、英国病は①経済的停滞、②国家介入の拡大による財政危機、③慢性的ストライキ、④政局の不安定化など4つの徴候を持つ。

彼によれば、こうした四つの徴候の発生は公共福祉機能の拡大に基因している。たとえば、医療、年金などの国家の公共サービスが拡大することによって、国民は国家に依存するようになり、自立の精神を喪失することになるのみならず、市場の原理を破壊し、自助を侵害し、利己主義を育てる。したがって、公共サービスへの需要が高まり、政府の支出も増大し公的部門が膨張する。そして財源を確保するため、課税を強化し、公共事業を拡大させるをえなくなる。こうした政

府の行動は国民の間の労働意欲を減退させ、投資、生産性向上への誘因を弱める。その結果、経済は停滞することになり、税収が減少し財政危機が生じる。最後には国民の間に社会的責任感がなくなり社会統合が解体し、政治不安が生まれることになる。

したがって、こうした英国病を避けるためには、第一に、子供に義務の重要性を教えなければならぬ。第二に、自立精神を妨げ、利己主義を助長する行き過ぎた福祉サービスを抑制しなければならぬ。第三に、私的セクターの活力を基盤とした団結自立を尊重しなければならない。そして最後に、国民は国家に頼ったり、責任を国家に転嫁してはならないと主張している。

また、一九七九年一月の施政方針演説において太平首相は「文化の重視、人間性の回復はあらゆる施策の基本理念に据え、家庭基盤の充実、田園都市構想の推進等を通じて公正で品格ある日本型福祉社会建設が必要である」と述べている。

ここでいう日本型福祉社会とは「日本人が持つ自立自助の精神、思いやりのある人間関係、相互扶助の仕組みを守りながら、これに適正な公的福祉を組み合わせる」ものである。

福祉に対するこのような考えを持った学者や官僚などが政治的に結集したのが太平内閣時代に作られた九つの政策研究グループであった。これらのグループは一九八〇年度にそれ

それぞれの報告書を提出するが、そこで共通にみられるのは、戦後ケインズの経済政策は公的部門を肥大化させ、結局民間の活力ある経済活動を抑制してしまっているからそれゆえ福祉政策は「ばらまき福祉」ではなく社会的弱者に対する最低生活の保障を中心に行うべきであり、極力民間の活力、地域、企業などを含めた様々な集団における自助を通じて実現されるべきであるという観点である。こうした太平首相が主張した日本型福祉社会の建設は単に、政権党である自民党や、国内の一部の勢力に止まらず、政府の一般方針として採用されるに至ったという点で注目すべきである。その後、一九七九年政府は「新経済社会七カ年計画」を閣議決定し、計画期間における経済運営の基本方向の一つとしての新しい日本型福祉社会の実現に向けて次のような目標を掲げている。

「欧米先進国へキャッチアップした我が国、経済社会の今後の方向としては……個人の自助努力と家庭や、近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会のもつ創造的活力を原動力とした我が国独自の道を選択創出する。いわば、日本型ともいえるべき新しい福祉社会の実現を目指すものでなければならぬ」と、この計画は日本が今後すすむべき基本方向を、国民の強い勤務意欲と高い社会的流動性という社会経済的特質を生かした「新しい日本型福祉社会の創造」に求め

ている。

つまり、福祉の機能として重要なのは個人の自立自助、家庭の自立自助と家庭、職場、地域社会の相互扶助、そして公的扶助である。それ故、中心になったのは自立・自助と相互扶助であり、公的扶助はこれを助け、補完するものとして位置づけられている。したがって、一九八〇年代の社会福祉政策を考えるためには、こうした政府主導の日本型福祉社会推進論の要点を把握しておくことが必要となる。これに対して堀勝洋は主として自民党の研修叢書『日本型福祉社会』を参考にして次の七つの特徴を抜き出している。すなわち、

①欧米型福祉国家の否定、②自助努力の重視、③家庭における相互扶助の重視、④地域社会における相互扶助の重視、⑤企業福祉の重視、⑥民間の活力及び市場システムの重視、⑦社会保障施策は自助努力や、家庭福祉等が機能しない場合の補完などをあげている。

このように、日本型福祉社会論は日本の伝統、美徳を強調しながら日本は西欧とは異なる価値、道徳を持つゆえに、日本型のユニークな福祉社会を実現しようというのである。彼らがいふ日本の伝統・価値はそれほど日本に特殊なものであり、西欧と日本とを明確に区別するほどのものなのであろうか。

この点について堀勝洋は日本型福祉社会論を肯定的に評価

しながらも、これを特殊日本的と考えることには疑問のところがあると述べている。すなわち、日本型福祉社会論が主張する自助・相互扶助・家庭福祉・地域福祉等は必ずしも日本社会の特質といえるものではなく西欧諸国にもあてはまるものである。個人主義が発達した西欧諸国は自助努力という面

はむしろ、国家責任論の強い日本よりも発達しているといえる。また、地域社会における福祉・相互扶助もむしろ西欧諸国の方が都市的アノミー現象の強い日本よりも実際に行われているという感が強い。家庭福祉については老親との同居率こそ日本は高いが別居の場合の老親との交流は欧米の方が頻繁だという統計に基づいて説明している。そして、企業による福利事業は確かに日本の方が西欧諸国よりも手厚くなされていると考えられるが、西欧諸国においても企業年金を初めとしさまざまな企業内福利施策が講じられている。したがって、日本型福祉社会論が主張し、目指すべき対象としての福祉社会を果たして日本型といえるか疑問の点がないわけではないと述べられている。

要するに、福祉国家病とまで呼んで西欧福祉国家を反面教師にし、福祉のために国庫支出を削減して家庭と企業に期待するのが日本型の特質と考えられているようである。そして、こうした傾向は一九八一年七月に第二次臨時行政調査会が提出した答申において一層明瞭になる。そこでは「活力ある福

祉社会の実現」と「国際社会に対する貢献の増大」という二つの理念が示されていたが、そのうち、「活力ある福祉社会」は一九七三年の『経済社会基本計画』で用いられていた言葉である。

しかし、上記の『基本計画』にいう「活力ある福祉社会」とは経済成長第一主義を是正し、社会保障を充実させるといふ文脈で経済と福祉の調和を提唱するものであったのに対して、第二臨調のいう「活力ある福祉社会」においては明らかに社会保障を抑制し経済成長を推進する方向で「経済と福祉の調和」が説かれていたのである。

第二臨調の答申によれば、「活力ある福祉社会」を実現するためには自由経済社会の持つ民間の創造的活力を生かし、適正な経済成長を確保することが大前提となる。さらに日本社会の特徴として家庭・地域・企業等の役割を指摘し、「個人の自立、自助の精神に立脚した家庭や、近隣、職場や地域社会での連帯を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な負担の下に福祉の充実を図ることが望ましい」と説く。

このように、日本でいわれる福祉社会とは国民の生活保障について国家の義務性を弱めるものとして機能しているように思われる。そして、「活力ある」とは福祉がしばしば民を生み出すので競争社会における自力の原理を強調することが必要であるという見方を示すものであるといえる。

冒頭で述べたが、こうした政府のすする臨調「行革」のもので一九八三年十一月当時の大蔵大臣渡辺美智雄が「乳牛は乳が出なくなったら、と殺場へおくる。ブタは八カ月たったら殺す。人間も働けなくなったら死んでいただく」と、大蔵省は大変助かる」と発言したことは、これが彼の本音であるばかりでなく、一九八〇年代をつうじて政府の政策に国民の生命に対する基本的な考え方が流れていいたからである。

また、当時の厚生省保健局長として一九八四年健康保険法の改正に主な役割を果たした吉村仁（当時の厚生省保健局長）は同年三月二二日の全国総合健康組合協議会第三五回総会で「このまま医療費が増大し、それを国家財政で賄うとすれば、税と社会保険料の負担の増大が日本から活力を奪い国が滅ぶ」という「医療費亡国論」を説きつつ「医療費適正化の方向と対策」のなかで「医療費効率減論」を主張した。

ここでいう効率というものは、老人に医療を費やすのは「枯れ木に水をやるようなもの」といった元労働大臣の言葉にその真意がよくあらわれているように、治療すれば労働能力が回復する見込みのある者だけをできるだけ短期間の入院で治療するという意味としても考えられる。

このような「福祉・医療に国は金を出さない」という臨調「行革」の路線が厚生省に一貫して根底に流れる基本方針になったのである。こうした流れの中、一九八六年厚生省は「長

寿社会対策大綱」を発表する。この大綱には、「二一世紀初頭の本格的な高齢化社会の到来に備え、人生八〇年時代にふさしい経済システムの構築を目指し、政府が推進すべき長寿社会対策の指針」として三つの基本方針を掲げている。この三つの基本方針とは 第一に、経済社会の活性化・活力ある長寿社会のための高齢者の就業、社会参加等の活動促進、第二に、社会連帯の精神に立脚した地域社会の形成、及び包容力ある長寿社会のための自立と連帯、地域の相互扶助機能の強化、第三に、生涯をつうじた、健康で充実した豊かな長寿社会の実現である。この基本方針のもとに健康・福祉システムとして「地域の相互扶助が促進しつつ、地域におけるサービス供給体制の体系的な整備を図る。また、これらのサービスが安定的に供給されるようサービスに要する費用の適正化、及び負担の公平化を図る」としている。こうした流れの中で政府は「西暦二〇二〇年は六五歳以上の人口が二、八〇〇万人で、二一・八%になる」と「高齢化社会危機論」を展開し、次のような五つの基本原則を掲げている。すなわち、①自立自助と支援システムの構築、②社会活力の維持、③地域における施策の体系化と家族への支援システム、④公平と公正の確保、⑤民間活力の導入などを基本原則としている。しかし、これらの原則は一九八二年七月に発表された第二臨調の第三次答申の主張する理念と原則をそのまま採用したものであ

る。さきにも言及した第二臨調「行革」の基本に流れる「自立自助、相互扶助、連帯」が基本になって、福祉に対する国の責任や国の負担という考えはできれば回避している。たとえば、一九八八年一月の『週刊社会保障』という雑誌に「二一世紀の社会保障」と題して厚生省の政策立案の中心となっている若手官僚グループが掲載した論文の中では「二一世紀の日本の社会保障はまさに「よく準備したものがよく報われる社会」、または「アリとキリギリス」の世界を地で行くものだ」と書かれている。

また、同時に渡辺美智雄は「社会福祉をすればするほど楽をしてしまう。老人医療費の無料化が『親不孝奨励金』になってしまった。……こういう『ごくつぶし』が増えると日本はダメになる」と講演したのである。ここに流れる思想が「一なのはわかりただけだ。こうしただけは単なる夢物語ではなく現実の問題として進行し、また厚生省のさまざまな正式の政策文書にももちこまれているのであった。

特に、日本では六〇年代前半あたりで、厚生官僚たちが生活保護行政にとりくむ姿勢が消極的なものであった結果、社会保険の重視、生活保護の軽視、福祉官僚の優位が保険官僚の優位に変化し漏救を放置する傾向が生まれたといわれたのである。⁽⁴⁹⁾

四、まとめ

日本において福祉観念は明治期の慈善救済事業から出発して現代の福祉事業に至るまで時期によってその表現が異なり、それなりに内容も少しずつ異なる。のみならず、それは当時の福祉に関連した制度や政策の展開において重要な意味を付与している。福祉に関する政策には、福祉が国家責任において財政支出を伴う形態で実施される場合にはそれを推進し、あるいは少なくともそれを容認するコンセンサスを前提とし、それを支えるものとして一定の福祉観があるのである。検討したように、日本においても各々の時期によって相異なる福祉関連概念が存在したが、各時期においてどのような概念が社会福祉を代表したかを断定するのは容易ではない。なぜならば、同じく「福祉」を論議する場合でも救護を要するものをどうとらえるかによって、その意味がちがったものになるからである。

しかし、本論文では日本が強い官僚支配の国家であったという点から権力の側で用いた概念が広く社会に流通し、またこれが国家の法制上、あるいは行政上で、用いられる中心的な概念になったことを検討したのである。

たとえば、近代日本において社会保障制度は恤救規則から

わかるように家族や地域共同体という擬似的な扶養体制に依存し、国家の責任を否定、軽減していこうとする傾向が主流であった。そのことは同時に国家が公的扶助、その他の福祉サービスを国民の権利よりは国家の恩恵として提供することによって、国民を統合、包摂しようとする側面も含んでいた。社会連帯論にしても国家と社会、個人との関係をあいまい化してしまったために、国家主義的な社会事業の推進と国民の中への統合を許容することとなった。こうした国家による個人の統合、包摂は戦時体制下での国家総動員体制によってその頂点に達する。しかし、戦後GHQによる民主改革の過程で生存権が認められることになって戦前の社会事業とは区別された形で社会保障制度が導入された。そして権利としての生存権の問題は戦後日本の社会保障論の重要課題とされたにもかかわらず、近代日本を通じて権利としての生存権は単なる経済成長の「パイ」の分配の権利化としての観念されやすかった。

そして高度経済成長の終焉とともに自民党政内内で「福祉見直し」論や「日本型福祉社会」論が台頭することになった。前述したように、彼らが主張する「日本型福祉社会」というものは個人の自助努力が強調され、さらに権利化は濫給を招き、怠慢を助長するという戦前の慈善的な救貧観への復帰を想起させるような議論が主張されることとなる。考察したよ

うに、近代日本を通じて現代まで時代を問わず、社会福祉に関する文書の中で共通的に用いられた用語が「自助・自立」、「社会連帯」、「相互扶助」といった言葉であった。

こうした福祉観は国民の生活保障に関する国家の義務性、すなわち、権利としての福祉を否定し、生存権保障の義務を国家が放棄するための口実として使用されてきたと思われる。また、福祉は少数弱者のためにあるものではない。すべての国民に対してその必要性が生じたときに社会的支援を必ず受けることができる権利を確実に保障することが重要なのである。しかし、こうした考えは日本の政治家たちにおいて、ことさら国民の間でも多数ではないだろう。

註

- (1) NHK放送世論調査所編『図説戦後世論史』（日本放送出版協会、一九七五年）一九五頁。
- (2) 相野谷安孝『国が医療を捨てるとき』（あけび書房、一九九三年）四四頁。
- (3) 一番ヶ瀬康子『社会福祉とは何か』（労働旬報社、一九九五年）三〇頁。
- (4) 石田雄『近代日本の政治文化と言語象徴』（東京大学出版会、一九八三年）一七五―一七七頁。
- (5) 川村匡由『現代老人福祉論』（ミネルヴァ書房、一九九二年）一一頁。

- (6) 井上友一『救済制度要義』(博文館、一九〇九年)、但し、ここでは石田雄『日本の政治と言葉 上』(東京大学出版会、一九八九年)二四八頁から再引用。
- (7) 吉田久一『日本社会福祉理論史』(劉草書房、一九九五年)六六頁。
- (8) 水野鍊太郎『救済の本義』『救済研究』一卷四号(一九一三年)。但し、ここでは石田雄、前掲書二四九―二五〇頁から再引用。
- (9) 吉田久一、前掲書、九二頁。
- (10) 大阪府では既に明治四一年「窮民救助規則」を制定し、これに基づいて窮民救助を実施してきたが、大正七年に発生した米騒動を契機として、方面委員会制度を創設することになった。この制度については、小河滋次郎『社会事業と方面委員会制度』(一九二四年)を参照。
- (11) 「方面委員事業報告」『救済研究』八巻。二二号、二二二頁。
- (12) 厚生省五十年史編纂委員会『厚生省五十年史(記述編)』(厚生問題研究会、一九八八年)八七頁。
- (13) 小沢一「方面委員会制度の社会的機能に就て」(二)『社会事業』九巻八号、五九頁。
- (14) この点については後藤新平「福辞」『救済研究』七巻一号、三二頁を参照。
- (15) 田子一民『社会事業』(帝國地方行政学会、一九三二年)一頁。
- (16) 床次竹二郎『社会事業の根本精神』『社会と救済』四巻。四号、五頁。
- (17) 高島進『社会福祉の歴史(慈善事業・救貧法から現代まで)』(ミネルヴァ書房、一九九五年)二二〇三頁。
- (18) 石田雄「日本における福祉観念の特質」『福祉国家(日本の法と福祉)』(東京大学出版会、一九八四年)二九一―三〇頁。
- (19) 当時、日本では結核問題が社会の大きな問題であったが、このような傾向は軍隊においても同様であった。一つの例を挙げると、満州事変後、陸軍は旧満州に二個師団(約二万人)を送ったが、一個大隊(約五千人)が結核を発病して本国に帰って来たといった事件まで生ずることとなった。『厚生省五十年史(記述編)』三七五頁参照。
- (20) 副田義也『厚生省史の研究』(平成三、四年度科学研究補助金研究成果報告書)。(一九九三年)四一―四二頁。
- (21) 藤田進一郎『厚生行政体制の完成』『社会事業研究』二六巻二号、(一九三八年二月)二頁。
- (22) 答申全文は『社会事業研究』二八巻二二号、(一九四〇年十一月)一〇一―一〇五頁に収録されている。但し、ここでは石田雄「近代日本の政治文化と言語象徴」(東京大学出版会、一九八三年)二二二頁から再引用。
- (23) 竹中勝男『社会事業と厚生事業に於ける要護性』『社会事業研究』二九巻七号、六一―七頁参照。
- (24) 吉田久一『日本社会福祉理論史』(劉草書房、一九九五年)三三九頁。
- (25) 谷川貞夫『厚生事業実践体の動向』『厚生事業研究』三二巻一号、(一九四三年一月)四八頁。
- (26) 高島進「前掲書、二〇五頁。
- (27) 日本政府はGHQのSCAPIN四〇四号に対して当面の措置として生活困窮者、緊急生活保護要綱を実施するが、近日

内に無差別平等を原則とした新法制度をつくることを約束した「救済福祉に関する件」を回答した。これに対してGHQは一九四六年二月二七日SCAPIN七七五号を發し、以下の原則が守られるなら日本政府の回答を承認するとした。この原則とは第一に保護の無差別平等であり、第二に保護の国家責任の明確化であり、さらに第三には最低生活の保障であった。

(28) 社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』(社会福祉研究所、一九七八年)一二〇頁。

(29) 石田雄『日本の政治と言葉』上巻(東京大学出版会、一九九二年)二九二頁。

(30) 吉田久一『日本の社会福祉思想』(劉草書房、一九九四年)一七三頁。

(31) 孝橋正一「現代社会事業理論の基本的課題」吉田久一編『戦後社会福祉の展開』(ドーメス出版、一九七六年)一四一―一五頁。

(32) 社会保障研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』(社会保障研究所、一九七八年)一九七―一九八頁。

(33) この訴訟は、岡山県津山市福祉事務所長が行った生活保護法による、保護更生決定処分に対して、一九五七年八月十三日

国立岡山療養所の結核患者、だった朝日蔵が、厚生大臣を相手取って「生活保護の基準や扱い方は、憲法第二五条に違反する」という訴えを東京地方裁判所に提出した事件である。この事件について詳しくは、厚生省五十年史編集委員会、前掲書、九七四および一九〇頁を参照。

(34) 石田雄『近代日本の政治文化と言語象徴』(東京大学出版会、一九八三年)二二八頁。

(35) 石田雄『日本の政治と言葉』上巻(東京大学出版会、一九

九九年)二九六頁。

(36) グループ一九八四年「日本の自殺」『中央公論』一九七六年、二月号。

(37) 香山健一『英国病の教訓』(PHP研究所、一九七八年)二一―二二頁を参照。

(38) 香山健一、前掲書、一五一―一五三頁。

(39) 川内一誠『太平政権五五四日』(行政問題研究所、一九八二年)九六―九九頁。

(40) 経済企画庁編『新経済社会七カ年計画』(大蔵省印刷局、一九七九年八月)一一頁。

(41) 堀勝洋『日本型福祉社会論』『季刊社会保障研究』第一七卷、第一号、三八―四〇頁。

(42) 堀勝洋、前掲論文、四九頁。

(43) 新川敏光『日本型福祉の政治経済学』(三一書房、一九九三年)一六二頁。

(44) 相野谷安孝『国が医療を捨てるとき』(あけび書房、一九九三年)四四頁。

(45) 相野谷安孝、前掲書、三五頁。

(46) 相野谷安孝、前掲書、四一頁。

(47) 相野谷安孝、前掲書、二〇八―二〇九頁。

(48) 相野谷安孝、前掲書、五九頁。

(49) 副田義也『生活保護制度の展開』(東京大学社会科学研究所編『転換期野福祉国家(下)』)二四七頁。